

平成29年12月13日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

産業建設委員会
委員長 志 田 貢

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月13日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、梅雨前線豪雨災害について執行部より報告を受け質疑を行った。また、11月27日に実施した行政視察の総括を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、30年度からの農業政策について質疑を行った。また、議会報告会の意見・要望の取り扱いについて協議した。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

(1) 議案第 86 号 魚沼市営住宅条例等の一部改正について

(2) 議案第 87 号 魚沼市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

(3) 議案第 91 号 指定管理者の指定について（浅草山荘）

2 調査事件

(4) 所管事務調査について

- ・梅雨前線豪雨災害について
- ・行政視察の総括

(5) 閉会中の所管事務等の調査について

(6) その他

- ・議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

3 日 時 平成 29 年 12 月 13 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 星 直樹、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、岡部計夫、森山英敏、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、星農林課長、星野商工観光課長、小幡土木課長、
山之内ガス水道局長、桜井北部振興事務所長

8 書 記 桜井議会事務局長、中川主任

9 経 過

開 会 (10 : 00)

志田委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。
本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 86 号 魚沼市営住宅条例等の一部改正について

志田委員長 議案第 86 号、魚沼市営住宅条例等の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 この改正により入居者が不利だとか、負担になるようなことは予想されますか。

小幡土木課長 入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和をするということですので、入居者が高額な家賃決定を受けることのないような措置をすることは、入居者にとって有益であると考えております。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 86 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 86 号 魚沼市営住宅条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 87 号 魚沼市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

志田委員長 日程第 2、議案第 87 号 魚沼市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員 緑地面積の敷地面積に対する割合 100 分の 5 以上と、環境施設の面積の敷地面積に対する割合が 100 分の 10 以上、これ前回質問があったときに回答として、緑地面積の敷地面積に対する割合 100 分の 10 であれば、環境施設の面積の 100 分の 10 というのもみなすというふうに私は解釈しましたが、その辺のところもう一度お聞かせください。

星野商工観光課長 議員おっしゃるとおりでありまして、環境施設の面積には緑地の面積を含むということですので、緑地の面積が 100 分の 10 以上あればこの基準はクリアできるということでもあります。

大桃委員 たまたま私が総務省の内容を確認したときに、工場立地法施行規則第 4 条ではそれがならないと書かれてあるような気がするんですけども、いかがでしょうか。

星野商工観光課長 国が定める基準では、工場立地法に基づく緑地の面積は環境施設が 25% 以上、うち緑地は少なくとも 20% 以上が基準です。これにつきましては市町村の準則により、国の定める基準の範囲内で今回の条例によりこの基準を緩和するということでもあります。

森山委員 この改正によって緑地の面積が少なくなるということになります。企業が新設で 10 ヘクタールしたときに 100 分の 5 だと、500 平米を緑地にしなければならないと思うんですが、今までは企業ごとに確保するのか、それとも水の郷工業団地全体のどこかでそれだけ確保すればいいのか、どちらですか。

星野商工観光課長 工場立地法の対象工場が敷地面積 9,000 平米以上、建築面積 3,000 平米

以上ですので、この面積の工場をつくる場合は、各企業ごとに緑地面積を確保しなければならないということでもあります。

森山委員 水の郷工業団地には今までに何社かつくっていますが、そのところは今回の改正によってそのままにしてもいいのか、それとももう少し駐車場を広げて100分の5にしてもいいということですか。

星野商工観光課長 緑地100分の10が100分の5、それから環境施設が100分の15が100分の10ということですので、この分緑地面積が緩和されますので、各企業、進出企業につきましてもこの割合の分工場を増設でき、企業にとって投資しやすい環境になるということでもあります。

志田委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第87号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第87号 魚沼市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第91号 指定管理者の指定について(浅草山荘)

志田委員長 日程第3、議案第91号 指定管理者の指定について(浅草山荘)を議題とします。執行部より補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

岡部委員 提案時の説明で施設がだいぶ古くなってきているということでしたが、今後この施設をどのように維持管理して、指定管理という形にしていくのか考え方をお聞かせください。

桜井北部振興事務所長 だいぶ古いので建物と設備等の実態調査で、今後どれくらい修繕にかかっていくか調べて、将来的にどうするのか検討しなければいけないと考えております。

岡部委員 公共施設いろいろありますけども、そういう中で残してほしいというのと、少し投資してでも友好団体などから要請があったりした場合、市として再投資してでもそういう要望に応えるという視点も必要だと思うんですけども、これから公共施設含めて一つ一つ丁寧に考えながら調査して進めていくという考え方でよろしいでしょうか。

桜井北部振興事務所長 おっしゃるとおり、そういった意見等を勘案しながら考えていくことが必要と思っております。浅草山荘に子供たち受け入れをしていますが、その受け入れでは田植え、目黒邸見学、お米のお土産づくりなどいろいろな体験活動をしておりますので、そういったところへの経済の波及という部分と施設の老朽化もあわせて考えていく必要があるかと思っております。

岡部委員 5年間の委託となりますが、今現在再投資しなければならないものはどのくらいかわかりますか。

桜井北部振興事務所長 指定管理者から修繕等の要望は上がってきております。予算等勘案

し修繕等行っておりますが、どれくらい必要かは今後調査した中で概算等をはじめたいと思います。それに基づいて、今後大規模修繕するのか等検討していきたいと考えております。

森山委員　今現在この指定管理しているところには、委託管理費はいくら支出されてますか。

桜井北部振興事務所長　委託費についてはゼロ円です。

森山委員　これから5年ということで厳しい状況が予想されますが、これからの契約期間には多少委託費を出すという考えはありますか。

桜井北部振興事務所長　委託費は出さない形で契約させていただこうと思っております。大規模修繕になれば市が直接行いますので、委託費はゼロで契約したいと考えております。誘客の活動に関しては、申請書の中でいろいろな取り組みをするということが書かれておりますので、そういった取り組みについて私どもチェックしていきたいと考えております。

志田委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第91号 指定管理者の指定について(浅草山荘)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 所管事務調査について

・梅雨前線豪雨災害について

志田委員長　日程第4、所管事務調査についてを議題とします。まず、梅雨前線豪雨災害についてを議題といたします。資料が配布されておりますので、執行部より順次説明を求めます。

星農林課長　(資料「H29.7月発生梅雨前線豪雨災害査定箇所一覧(農林課・林道)」により説明)林道は補助災として査定を受けた本数は2本です。補助の対象とならない単独災は、路線数としては43路線、箇所数としては63カ所、予算は3,500万円程度になろうかと思っております。今回の豪雨災害で非常に傷んだ林道があったんですけども、災害復旧の場合原形復旧が原則でそれ以上のことができません。原形復旧では、また雨が降ればすぐ壊れそうなどがございましたので、そちらにつきましては30年度の県単事業で申請し改修するところが数カ所ございますので、あわせて報告させていただきたいと思っております。

次に農地・農業用施設であります。(資料「H29.7月発生梅雨前線豪雨災害査定箇所一覧(農林課・農地・農業用施設)」により説明)こちらは委員の皆さんから視察で見いただきましたが、補助災につきましては全体で35カ所、堀之内地区以外は十日町と青島の2カ所ということになりますが、残り33カ所は堀之内地区になります。資料2枚目の箇所番号9026から9033までの増沢川の流域、9035から最後の9041までの西又川の流域、こちらが被害としてかなり大きな農地災害です。特に西又川につきましては、県の河川災害と重なっております。先日も地域整備部で打ち合わせさせていただきましたけれども、農地については来年度の工事により、再来年度からは何とか作付けできるような形で進め

たいということで申し入れしました。

全体の査定率は要望額に対して95.5%までつけていただきました。査定額についてはおおむね1億円、補助率については激甚災害を受けたということで農地関係は94.5%、農業施設は97.8%を今想定しております。単独災についてもかなりの数が上がっております。資料はありませんが、単独災として今年度137カ所を施工中であります。30年度においては箇所数60カ所を予定しております。40万円以下の小規模災害は、個々の所有者から業者に直していただき実績と申請をもって9割の助成金を出していますが、こちら29年度見込み約200件、事業費規模で約5,400万円になっております。30年度も引き続き申請予定約300件、予算として6,000万円を計上予定しております。いずれにしましても農地の場合修復できないと作付けできませんので、何としても来年度中には復旧し、再来年度からの作付けに間に合わせたいと考えております。

小幡土木課長 (資料「H29.7月発生梅雨前線豪雨災害査定箇所一覧」により説明) 9月14日からの6次査定から、10月24日の12次査定までの間に5回の査定を受けた結果が市道11カ所、河川災1カ所となっております。査定額は約1億2,000万円、そのうち3分の2補助が約8,000万円、一般財源が約4,000万円となっております。申請額に対する決定金額の査定率は93.8%となっております。このほかの災害査定によらない単費によるものについて道路が132カ所、河川が27カ所、水路が14カ所、合計173カ所で約6,000万円となっております。災害査定を受けたものについては、極力29年度に発注し30年度に工事完了する目標でおります。ただし、資料1枚目1番下の普通河川の虫野沢川につきましては、30年度発注で30年度に対応する予定となっております。

山之内ガス水道局長 (資料「平成29年7月18日梅雨前線豪雨災害に係る水道料金・下水道使用料減免状況」により説明) 豪雨による冠水、浸水により敷地、宅内その他への泥、汚損が生じた事案が多くあるため、これの洗浄に水道水を使用した場合の水道料、下水道使用料の減免を行ったものです。施設の被害状況は、今回の豪雨では補助事業に該当するような被害はありませんでした。修繕の範囲内でおさまっておりますが主なもの4カ所について資料作成しました。

星野商工観光課長 (資料「平成29年7月豪雨災害等による市内産業への影響に対する支援(中間実績見込)」により説明) 県の融資制度の新潟県セーフティネット資金の自然災害要件の部分につきまして、信用保証料の補給であります。この制度につきましては、本年7月の豪雨災害に対応するため内容を見直し、信用保証料の補給対象に新たに自然災害要件を加えたものであります。11月末現在の資金貸付実績は4件、貸付額が5,700万円、信用保証料補給を106万6,000円行方見込みになっております。見込みというのは4件のうち2件が、11月融資でまだ県の保証協会から請求が来ておりませんので見込みとさせていただきます。

志田委員長 梅雨前線豪雨災害について各課長より報告がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 10月31日から議会報告会を行った中で、この災害について地元業者を使ってほしい、使ったかどうかという質問が出たんですが、地元優先で使っていますか。やむを得ず市外の業者を使わなくてはならない事例等ありましたか。

星農林課長 工事に関しては市外業者を使っていません。ただ、災害査定を受ける段で設計、

コンサルタントについては地元の測量会社等との話し合いの中でどうしても対応できないというものについて市外業者を一部使っております。

小幡土木課長 土木課におきましても、工事に関するものは市内業者優先でお願いしていますが、測量調査に関しては災害査定の間が限られているものですから、地元業者で対応できないという相談のもと他地区から応援をいただいた事例はありました。

森山委員 小規模な山とか沢の中の崩壊等が見られる中で、だいぶ時間が経ってからわかった部分についての対応はどのようになっていますか。

星農林課長 かなり後になってから申請等相談に来られることも相当ありました。それらにつきましても、全て対応しております。

岡部委員 災害ですので原形復旧が基本ですけども、農地において中山間地が多い中で復旧だけではなく、その後の農業をどのようにやっていくかと悩んでいる人たちがいると思います。復旧後どのようにして、山間地も含め農業を魚沼市として考えていくんだという形での契機とか土地の所有者に対して説明しているのかお聞かせください。

星農林課長 今回補助災、単独災、小規模ということで、小規模については被害にあった所有者なり耕作者が直接こちらに話があると、区長通じてということもありますが、そちらについての今ほどの該当するような話は基本的にないと思っております。あるとすると西又川や増沢川のまとまった面積のところを今後復旧に際して、今実際には地権者と耕作者がほとんど違いますので、耕作者に話をしないと今後どうするのかというのがわからない部分があります。ですので、今回河川がからむ関係もあり、やっこのような形でというのが見えてきましたし、また、補助率もある程度お示ししながらお話をしなければなりませんので、これから話す部分もありますし、ただ、当然地区になりますと区長なり農家組合長から話がきておりますので、そちらには話としてはつないであります、細かい部分はこれからという形になるかと思えます。

岡部委員 補助率 95%ということなんですけども、100%というのはなかなか難しく、自己負担 1割ぐらいというのが前にあったと思うんですけども、それをできるだけ少なくして 95%という形、その辺の自己負担と復旧の 100%にならないところの考え方をお聞かせください。

農林課長 小規模の場合は 9割の助成、補助災はここに出ている補助率は国県の補助です。23年災のときもそうでしたが、補助災については市がこの 2分の 1を出しておりますので、そのような形で実施を予定しております。100%の補助率というのはありません。

志田委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑を終結します。本件については、以上いたします。

・行政視察の総括

志田委員長 次に、行政視察の総括についてを議題といたします。11月27日に、那須塩原市眞嶋牧場を視察し、吸引通気式堆肥化について説明を受けてきましたが、皆さんから今回の視察に対する総括意見として順次発言を願います。

岡部委員 近隣の住宅との距離があり、開放型でやりましたのでにおい的には感じませんでした。魚沼市の場合は密閉してる中で吸気を出そうとしてるところですけども、今回行

ったのは全くそういうのがなく野っ原みたいなところに自然体にあった中で排出するという形なので、うまく移行できるのかと非常に懸念しております。密閉され環境等状況も違うので、前に有機センターを見たときには乾いていたのが、10月は雫が出て大変な環境になっていたわけです。その辺もう一度よく検討して、開放型のところやいろんなところを見た中で、どうしても今の密閉の中にああいう形でやらなきゃいけないのか、あるいは開放型にしたほうがいいのかという議論をもう少しこの委員会でやっていったほうがいいんじゃないかと私は思いました。

森山委員　新しい方法ということで、実験的に取り組まれていたという感じでした。自宅も施設から至近距離にあり、今ほど岡部委員も言われていましたように開放型の中で、いくら自分のところから出た堆肥といい相当臭ければこれはだめだという話になるかと思うんですが、そういったこともないということでしたので、かなりいい施設、方法ではないかと判断させていただきました。魚沼市は密閉型で始めたわけですので、何とかあのような施設を導入してにおいをほとんど出ないようにして、速やかに開放型にしていくことが現状では一番いいと感じてきました。ただ、那須塩原市とは気象条件が相当違っていて、湿度の低い風土ですので、魚沼市の冬のほぼ100%の湿度が問題にならないのか心配ですが、何かいい除湿装置をつければいいのではないかと感じました。

大桃委員　勉強不足で市の施設もよく把握していないところもあるんですけども、視察に行くと99%以上のアンモニア除去率ということで、悪臭対応をしておいた。また、発酵熱を利用し乳牛に供給することで冬場の乳量が2%から4%増加するということもおっしゃっておいりました。ポイントはある程度つかめたんですが、なかなか原点のほうが私もまだ曖昧な部分があるものですから、総括としてということであれば、底の部分からファンで空気を吸引する方法でアンモニアを低減し、堆肥の底の部分に吸引の配管内にアンモニアを含んだ空気を収集できるために臭気対策は容易になるというようなことだと感じてきております。また、大気中の水分が肥料の底の部分に当然集中すると詰まりますので、配管が詰まりやすくなるのかなと今になって感じているところです。ただ、アンモニア回収装置を使ってリン酸に反応し回収液として資源化され窒素肥料に変換されるというようなことから、農業の栽培試験の結果作物の化学肥料ということで効果が得られているということもあるようですので、臭気対策のほかにも利点が多いんじゃないかなと感じてきました。ただ、これ全てが魚沼市にそっくりそのまま受け入れることができるかというところは今後の課題と思っております。

星委員　思っていたよりもはるかに臭気は少なく、弱かったです。いろいろな施設があった中で見ましたが、あれをまるまるコピーして魚沼市に持ってきたからいいかと言うとそうでもないのかなと思います。先ほど出たように湿度の問題がありますので、今後も勉強していきたいと思っております。

富永委員　下部吸引方式、たしかに現地では臭気が非常に少なかったです。ただ吸引式ということと、クレーンで一次発酵から四次発酵まで1週間くらいで切り返しをしているんですけども、開放型ですので堆肥の発酵温度も60から70度と高温で、アンモニアの発生がしにくい環境ではあります。ただ、アンモニアは軽いので吸引してもどうしても堆肥の上部から上方に蒸発していくということですので、本当は上部で収集する、凝集する上方置換の仕組みが1番いいかと思うんですけども、この間見てきた中では吸引式の方法もあ

るのかなと感じました。30分間に1回は吸引をストップして、逆方向から圧縮空気を出して根詰まりを解消しているということですので、その辺の作業性もあるんだと思います。当市は下部から空気を送って発酵させている。密閉型ですので当然下から送っていますので臭気も蒸気も上方に飛んでいくということですので、そのあたりをもう少し研究する必要があるのかなと思います。近隣他市もたしか当市と同じような発酵の仕組みだと思えますし、つくった業者も同じようです。ほかのところは開放型であって臭気はあまりないということでもありますし、堆肥センター内も床面がそんなにぬれてないという状況だと聞いてますので、栃木県も参考にしながら近隣他市のそういったところも当市と同じ仕組みをやっている臭気の少ない、床面が乾燥してるという、そこも調査をした中でどういった手法がいいのかというのを検討していくべきだと感じました。

志田委員長　今回の視察につきましては、担当課の星農林課長に同行していただきましたので課長にも総括いただければと思います。

星農林課長　委員各位の感想も含めた総括を聞かせていただきました。有機センターで考えてアンモニアの下方からの吸い込みによりアンモニアを中和させるということについては、一時発酵槽が1番アンモニア臭気が出ると。その分を何とかその一次発酵槽で吸収することによって室内全般にわたるアンモニア臭を少なくし、何とか前後の扉を開放したいという考え方の基に計画しております。今のまま開放できるということは、基本的に考えられないわけです。それができるのであれば、確かに大和、小千谷市もそうしてるわけですので夏場になれば床面も乾くでしょうし、ただこの間大和を見ましたけども、冬は開けっ放しにすると気温が下がって発酵が非常に悪くなるので、結構閉めるんです。そうすると必然的に内外の気温差で湿気がたまっている部分もあります。それは新潟県のこの地であればしょうがないことだと思います。今回施設を見させてもらって、非常に施設としてコンパクトと感じました。かなり、下から吸うのについて当初私どもが計画的に農研機構から見せていただいた図面からすると、工夫がされておりました。廃汁のなるべく詰まりにくい形での通路を設けてある形の中で、そういうのも随時改良されてるのかなということを受けてきました。なおいについてお話ありましたけども、あれだけ開放して分散すればとりあえず行ったときの臭いは感じないのかなと思います。とにかく下から吸い込んだものがきちんとアンモニアが処分できてるかという観点で言いますと、非常に効率的にアンモニア除去はできてると感じてきました。この冬こういう状況でもございますので、研究した中でその方法以外のものがなかなか生み出せないということであれば、私どもは現在の計画を今後さらに詰めながら進めていきたいというのが私の総括でございます。

志田委員長　委員の皆さん及び課長から総括いただきました。本件については、今後も当委員会として調査継続することとし、本日は以上といたします。異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。

(5) 閉会中の所管事務等の調査について

志田委員長　日程第5、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出したいと思えます。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の

所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

(6) その他

志田委員長 日程第6、その他を議題とします。ほかに執行部から報告事項等はありませんか。(なし) 委員のみなさんから、ご意見、協議事項等はありませんか。

岡部委員 農業の政策の中で、減反政策7,500円が撤廃されてどうするんだという中で、魚沼市が独自の農業政策をやっていくと一般質問で答弁していましたが、この産業建設委員会では、まだ魚沼市としてこういうふうな農政に取り組んでいくという説明がなされていません。その辺について、市民説明会もしているようですし、委員会にも説明していただきたい。

佐藤市長 一般質問の答弁の中でも話しましたとおり、農業再生協議会の審議が先になりますので、それが終わった段階でまとめて説明させていただきたいと思います。所管事務の中で調査いただければと思います。いずれにしても来年度からの話でありますので、議員の皆さん方がわからない中でのスタートではないよう対応させていただきます。

森山委員 具体的にはどの時期に委員会に報告できますか。

星農林課長 一昨日農業再生協議会の総会がされました。かなり細部まで一応方針等が決定されたところです。これに基づいて委員会に報告できるものと思っております。日程調整は委員長と行いたいと思います。

志田委員長 ほかにありませんか。(なし) これからは、委員会内部の協議になりますので、執行部は退席ということにさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 執行部は退席願います。しばらくの間、休憩します。

休 憩 (10:57)

再 開 (11:10)

志田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

・議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

志田委員長 これより議会報告会の意見・要望の取り扱いについてを議題といたします。11月14日付けで、議長及び各議員へ報告がなされ、産業建設委員会の所管となった意見要望について、その取扱いを検討協議いたします。当委員会の取扱いの区分は、配布資料のとおり実行委員会で仕分けされ報告をいただいております。配付済みの「平成29年第2回議会報告会 意見・要望取扱い区分」に基づき、これより検討いたします。当委員会の該当は、全体とされた1番から6番、41番から65番の31項目で、このうち区分Aの44番、50番、54番、57番、58番、60番、61番、63番、65番の9項目について検討します。しばらくの間休憩し、委員間の自由討議より、取扱い等を協議したいと思います。

休 憩 (11 : 11)

(休憩中に委員間自由討議)

再 開 (11 : 39)

志田委員長 休憩を解き会議を再開します。休憩中に委員間自由討議を行い、A区分の 54 番、57 番をB区分に、B区分の 45 番をA区分に、また 65 番については産業建設委員会が所管となっておりますが全体に修正することとしました。なお、取扱いのA区分及びA区分以外につきましても、当委員会の重要な事項でありますので、委員会として今後も引き続き調査していくこととし、まとめさせていただきたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし) そのように決しました。ほかにご意見・協議事項等はありませんか。(なし)
本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の産業建設委員会は、これで閉会します。

閉 会 (11 : 40)